

生産緑地地区の面積要件が 300㎡以上に緩和されました

これまで生産緑地地区の面積要件は、500㎡以上と定められていましたが、法改正に伴って、平成30年4月1日に、流山市では、生産緑地地区の最低面積を【300㎡以上】へと緩和し、小規模農地の保全を図ります。



◆生産緑地地区とは

市街化区域内の農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものを、生産緑地地区として都市計画に定めるものです。

生産緑地地区に指定すると

- ・生産緑地地区を農地等として管理する義務が生じます。
- ・農林漁業を目的としない土地利用は、原則できません。
- ・指定後、原則として30年間解除することはできません。
- ・税制優遇（相続税、固定資産税等）を受けることができます。

生産緑地地区に関する相談は、流山市都市計画課までお気軽にご相談ください。

問い合わせ先

流山市役所 都市計画部都市計画課都市計画係

電話：04-7150-6087

E-Mail：toshikei@city.nagareyama.chiba.jp